

## ドライバー等安全教育訓練促進助成額（第 5 条関係）

令和 4 年 4 月 1 日現在

支給者	種別	沖ト協 会員事業者		沖ト協 非会員事業者
		Gマーク認定事業所	Gマーク未認定事業所	
沖ト協	（ 2 泊 3 日 ） 特別研修	—	<b>3 割</b> (百円未満切り捨て)	<b>6 分</b> (百円未満切り捨て)
	（ 1 泊 2 日 ） 一般研修	—	—	—
	交通費	<b>5 割</b>	<b>5 割</b>	<b>1 割</b>
全ト協	（ 2 泊 3 日 ） 特別研修	<b>全額</b>	<b>7 割</b>	—
	（ 1 泊 2 日 ） 一般研修	<b>10,000円</b>	<b>10,000円</b>	—

※助成する人数は、1事業者5名を上限とする。

(例) 受講料 35,220円の場合の割り振り

沖ト協 35,220円 × (3/10) = 10,566円

百円未満切り捨て → 10,500円

全ト協 35,220円 - 10,500円 = 24,720円